

一般社団法人 品川青色申告会 会報

一般社団法人 品川青色申告会

〒140-0004

東京都品川区南品川4-2-32

品川税経会館1F

TEL: 03-3474-7564(代)

FAX: 03-3458-2616

ホームページのQRコードです。

最新の会報はHPから閲覧可(毎月上旬更新)
http://shinagawa-aoiro.gr.jp

(一社)

青色ニュース
12月号

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。



年末調整の時期到来

給与に関する下期(7月~12月)の納付期限(特例適用者)は、
H31年1月21日(月)までとなりますが…源泉サポートを受ける方は、1月10日(木)までにお願い致します。

マイナンバーの取扱いとは?

【1】従業員等に対するマイナンバーの取得に関して

平成28年よりマイナンバー制度が導入されています。

税務・労務等の分野において、事業主は『給与や報酬の源泉徴収事務』『雇用保険に関する事務』等を行う場合に従業員や専従者等へマイナンバー(以下「番号」といいます)の提示を求める必要があります。

そこで今回は年末調整で必要となる『給与の源泉徴収事務』に関するマイナンバーの取扱いについて特集致します。

なお、皆様が従業員等に対して番号の提示を求める際の『個人番号の提示を依頼する文書』の文例をご用意しております。必要な方は(一社)品川青色申告会にお申し付け下さい。

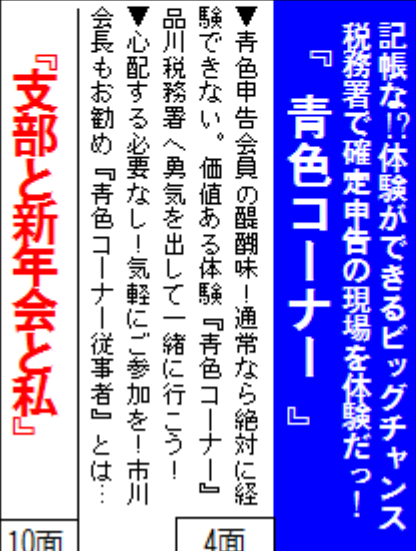
【2】源泉徴収事務における『事業主』の番号について

- 1、【直接税務署、区役所等へ提出】…事業主の『番号確認』と『身元確認』の提示が必要。
- 2、【郵送で提出】…事業主の『番号確認』と『身元確認』の写しを同封する必要。
- 3、【(一社)品川青色申告会経由で提出する場合】

事業主の『番号確認』と『身元確認』の写し(コピー)をお持ち下さい。

(注)個人番号カードの写しの場合は両面をコピーして下さい。なお、マイナンバーの確認書類に関するコピーについては、トラブル防止等の安全管理措置の観点から当会でのコピーは一切お断りさせて頂きます。ご了承ください。

2 面 へ 続 く



えっ…？ サポート書類を 入れちゃったん ですか？

サポートを補助する書類を 会員全員にプレゼント！ 『サポート一式封筒』登場！

う、うそだろ…？ ベテラン会員も驚く 驚異のボリューム ★決算・申告特集★

5面より 超特集

今月の青色ニュースは… ~決算・申告準備超特大号~

うわっ…私の年収、 低すぎ…？

年末調整到来！

マイナンバーをマスターせよ！取扱い方法とは 「配偶者特別控除」の壁、その崩壊がもたらしたものは… 『おい！配偶者控除使えないぞ！』 高所得者に与える改正の影響とは？ 『本当に控除が受けられるのか？判定表』

1~3面

※先輩は5年連続で年末の挨拶(自己紹介)が出来ていません。今回こそは…



品川 葵ちゃん：(一社)品川青色申告会期待のホープ。来年も主人公の予定ですが…

品川 空(ソラちゃん)：葵ちゃんの妹。姉とは仲良しな、しっかり者。出番を増やす予定ですが…

【3】マイナンバーの提供を受ける場合 その①…『従業員』の本人確認について

従業員から番号の提供を受ける場合には、本人確認として、下記の『番号確認』と『身元確認』の書類が必要となります。
なお1面の【2】における書類も下記と同様になります。

『番号確認』に必要なもの	『身元確認』に必要なもの
・個人番号カード(マイナンバーカード) ※申請により交付される顔写真付きのプラスチック製のカードで、これ一つで【番号】と【身元】の確認が可能です。	
【いずれか1点】 ・通知カード(当初送られた紙のカード) ・マイナンバーが記載された住民票の写し、 又は、住民票記載事項証明書 など	【いずれか1点(有効期限内のもの)】 ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者カード など
例1:マイナンバーカード(番号+身元)で確認 例2:通知カード(番号)と運転免許証(身元)で確認	【上記の身元確認のものがない場合は原則として次のうちいずれか2点】 ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 など

【4】マイナンバーの提供を受ける場合 その②…『従業員の扶養親族』の本人確認について

年末調整を行うに際し従業員の配偶者や扶養者親族に関する番号も必要となりますが、各確認は従業員が行うことになります。

【5】その他マイナンバーを取り扱う際の注意事項

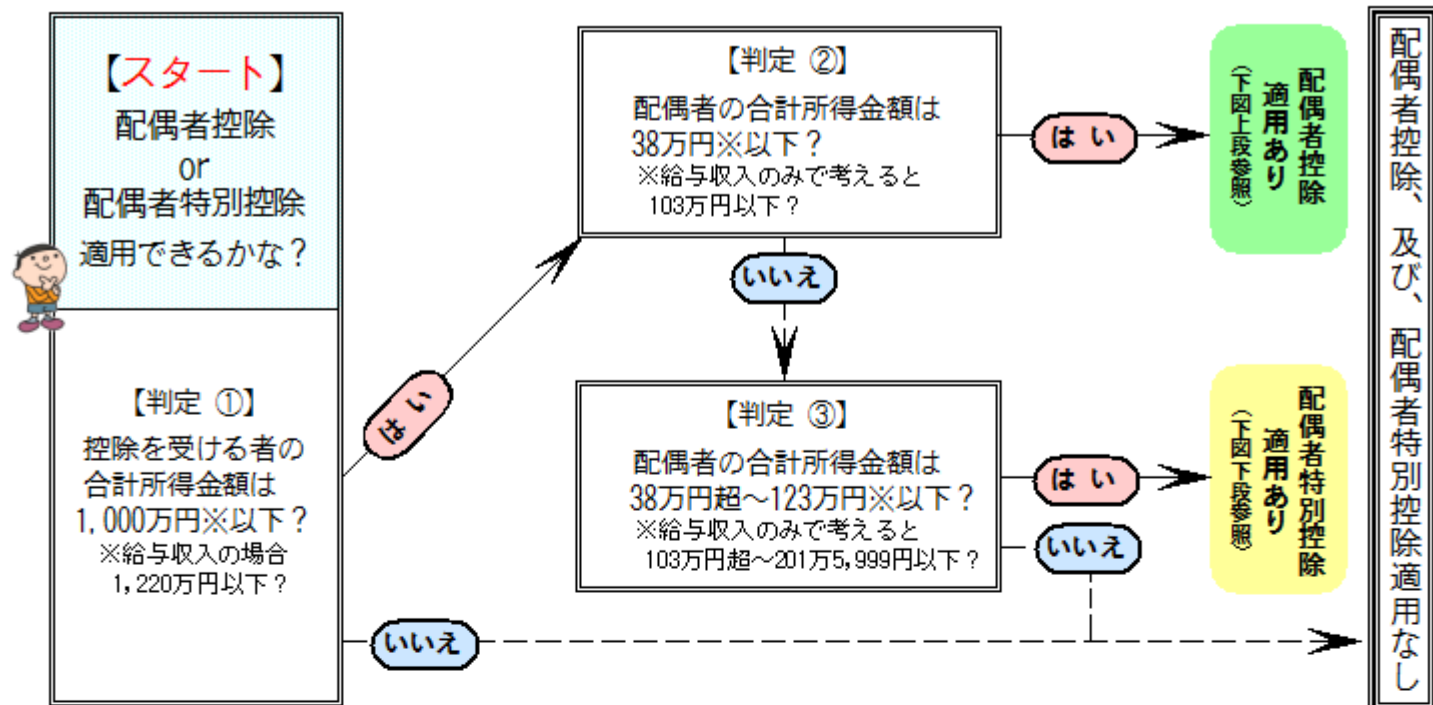
- 【取得】従業員から番号の提供を求めるにあたり、番号の利用目的を特定し、従業員に明示しなければなりません。
- 【利用・提供】事業者は、源泉徴収票等に番号を記載して行政機関等に提出する場合のみ、番号を利用・提供が出来ます。
- 【保管・廃棄】特定の手続き書類の作成事務を翌年度以降も継続的に利用する必要がある場合に限り、番号を保管ができます。
- 【安全管理措置】番号の漏えい等の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
また、従業員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

【6】(一社)品川青色申告会で源泉(年末調整)サポートを受ける場合の持ち物

お持ちいただく資料	注意事項	お持ちいただく資料	注意事項
【平成30年分の源泉徴収簿】	1～12月分給与・賞与の記入と集計、支給金額に誤りがないように、ご確認下さい	【前勤務先の源泉徴収票】 ※中途採用者の場合	中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要となります。
【過年度の源泉徴収簿】 及び【納付書の控え】	過年度の過不足額の確認等確認の為に使用します。	【源泉税・納付書】	税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。
【平成30年分】 ・扶養控除等申告書 ・保険料控除申告書 ・配偶者控除等申告書	受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額が必要となります。 ※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。 なお、従来と同様に税務署から提出を求められた際は提出する必要があります。	【総括表】	11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定です。
		【事業主の印鑑】	認印でかまいません。
		【マイナンバー】 ※事業主	1面の【2】の提出方法に応じた事業主の番号提示(コピー等)が必要となります。
		【マイナンバー】 ※従業員及び専従者 並びにその扶養親族	従業員及び専従者並びにその扶養親族のマイナンバーがわかるもの(書類の提出は必要ありません)
年末調整に必要な 【各種控除証明書】	国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書等をご持参下さい。	【還付先口座】 ※還付申請が必要な場合	年末調整の結果、翌年2月までに還付する事が困難な場合等には還付先(源泉徴収義務者(事業主)又は従業員本人)の口座番号が必要となります。なお、源泉徴収義務者に還付する場合は対象従業員の委任状が必要となります。

★『年末調整出張サポート』の日程は、4面をご確認下さい。

平成30年より配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されました



【判定 ①】

		配偶者控除等を受けようとする居住者の合計所得金額 ※()内は配偶者控除等を受けようとする者が給与所得 のみの場合において給与収入ベースで判定した金額				【参 考】 配偶者の収入が給与所得 のみの場合において、 【判定②-1、判定②-2】 の金額を給与収入ベース で判定した場合
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超～ 900万円以下 (1,120万円超～ 1,170万円以下)	950万円超～ 1,000万円以下 (1,170万円超～ 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
【判定 ②】 配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下(70歳未満)	38万円	26万円	13万円	0	配偶者の給与収入 ベースで考えた場合 103万円以下
	老人控除 対象配偶者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	0	
【判定 ③】 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超～85万円以下	38万円	26万円	13万円	0	103万円超～150万円以下
	85万円超～90万円以下	36万円	24万円	12万円	0	150万円超～155万円以下
	90万円超～95万円以下	31万円	21万円	11万円	0	155万円超～160万円以下
	95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円	0	160万円超～ 1,667,999円以下
	100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円	0	1,667,999円超～ 1,751,999円以下
	105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円	0	1,751,999円超～ 1,831,999円以下
	110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円	0	1,831,999円超～ 1,903,999円以下
	115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円	0	1,903,999円超～ 1,971,999円以下
	120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円	0	1,971,999円超～ 2,015,999円以下
	123万円超	0	0	0	0	2,015,999円超

上記改正にあわせて、平成30年分より源泉徴収税額表における『扶養親族等の数』の考え方が改正されています。改正により従業員の合計所得金額が900万円以下、かつ、生計一配偶者の合計所得金額見積額が85万円以下の配偶者(「源泉控除対象配偶者」と言います)に該当する場合も扶養親族等の数に1人加算できるようになりました。その他の改正等詳細はお問合せ下さい。※上記 色が改正後の「扶養親族等の数」に算入できる配偶者の範囲となります。

イータックス(代理送信)をご利用の方へ重要なお知らせです

平成31年1月よりイータックス(電子申告)にて申告をされた方の、閲覧方法等が改正されます。改正後は、原則として『本人の電子証明書付きマイナンバーカード』が必要となります。その為、従来当会が採用しておりました『税理士による代理送信』に関しても、マイナンバーカードをお持ちでない方は『確定申告は代理送信で行えるが、金融機関や保育園に提出する為の書面(送信票)の発行が行えない』可能性があります。

現在、決算・申告サポートに協力頂いている、税理士会や国税局との協議、当会が利用しているシステム改訂の結果が出ておりません。その為、品川青色申告会では以下の対策方法を暫定的に案内させて頂きます。

会員の皆様へご迷惑とご不便をお掛けしますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

当会にて代理送信を行う方で、金融機関や保育園に提出する為の書面(送信票)が早急に必要の方は…

【対策1】マイナンバーカードを事前に取得して下さい。

【対策2】マイナンバーカードを取得できない方は、書面提出をお勧めいたします。

今後マイナンバーカードが必要になるケースが増える予想されますので、早めの取得をお勧めいたします！

年末調整。

源泉税の

納付は

お早めに！

12月の最後に支払う給与又は賞与の支給前において年末調整を行います。

年末調整後の平成30年分の納付期限は、平成31年1月21日(月)までです。

※サポートを受ける方は1月10日(木)までにお願致します。

例年の通り、『年末調整出張サポート』を下記日程にて行う予定です。年末調整に関しては今月号の一面、2面をご覧下さい。不明点等はお問い合わせ下さい。

開催日時	受付時間	会場
12月21日 (金)	午後5時30分 ～7時	大井第三地域センター 西大井4-1-8

青色コーナー従事者募集！

『青色コーナーとは？』

確定申告期に青色申告制度や記帳の仕方について説明を行う事を目的に税務署が設置・運営しています。例年税務署から青色申告会に協力の依頼があり、ボランティアで従事している場所です。

また、青色申告会の魅力を知って頂いて、新しい青色仲間を増やす場でもあります！

⇒平成31年も品川税務署内にて、設置します！

『青色コーナー従事者大募集』

会員の中から一緒に参加して頂ける方を大募集します。

『ご安心を！研修会を設けます』

「説明できる知識もないし、自信がないよ～」と、感じているアナタ!!研修会をしっかりと行うのでご安心を!!(〃)!

『アナタの経験談がポイント！』

モチロン研修会も開催しますし、必ず税務署の職員と事務局職員が一緒に対応いたしますので、ご安心を!難しい税法の話は専門の従事者や役職員に任せてあなたの記帳に関する実体験や申告会に入会して良かった事等を存分にお話し下さい!

そのお話が新規会員獲得につながります。貴方もぜひ、青色コーナーで従事してみませんか!

無報酬ですが、自分自身の記帳方法も再点検できるチャンスかも!また、確定申告時期の税務署の雰囲気を知ること、納税意識を高める、とても貴重な体験になるはず!ご興味を持たれた方は、(一社)品川青色申告会へお気軽にお問合せ下さい!

【写真】市川会長
H30 青色コーナーにて



税務署職員と事務局職員と一緒に対応するので安心!お気軽にお問合せを!

研修会は、平成31年1月に2回、2月に1回行う予定です。詳細は次月号に掲載いたします。

新サポート
ご提供!!

新登場

『サポート一式封筒(青色封筒)』

書類
いれちゃいました

チェックの厳しさそのままに

AOIRO
品川チェック使用
国内青色加工

1袋当たり10枚入り

サポート関連書類封筒にまとめちゃいました! 今月号に同封した青色封筒をご確認下さい!

★危険度C……再来局確率25%!?★

- ・大規模修繕や車両の買換え等の特殊事情がある。
- ・不動産、事業以外の所得がある。
- ・不動産の貸付けにおいて入退出や貸付数が多い。

危険度Cでも余裕を持ってサポートを受けるんだヨ



私は事前に相談したから
スムーズに行えたわ!



★危険度B…再来局確率50%!?★

- ・消費税の納税義務者で、簡易課税を選択している。
(区分等が出来ているケースでも、再来局の可能性あり)
- ・特殊な計算や集計が必要な方(医業の措置法差額や平均課税等)
- ・帳簿の健康診断に来ていない。
- ・特殊な資料の準備や計算書の作成が必要なケース。
(住宅ローン控除を初めて受ける方等)
- ・支払調書がある方(源泉対象の報酬が複数ある方等)

意外と手強いぞ

悔ってはいけません。
意外と手強いぞ。
チョットした不備でも
再来局確率が急上昇!!
やはり事前相談がポイント!



このケースは…例えば、暴走トラックが迫ってくるくらい危険です!!
早めの対処(事務局へ相談等)が必須です。それでも回避出来るか…
油断していると一気にSSSランクに行く可能性あり!



決算・申告サポート開始まで残りわずかとなりました。
(一社)品川青色申告会では、皆さんの待ち時間を極力減らすために、一回のサポート時間を一時間とする『一時間ルール』を設けています。(昨年より強化する予定です!)

なお、円滑なサポートを職員一同心掛けていますが、何より重要な事は、正しい決算・申告サポートを行うことだと考えております。特に特殊事情がある方等はお時間を頂き、再来局して頂く事もありますので、予めご了承下さい。
「不明点等は電話でも構いませんのでお問合せ下さい。宜しくお願い致します。」

再来局危険度はあくまでも目安です!
その方の状況により異なります。



ドキドキ再来局
危険度チェック!



★危険度A…再来局確率80%★

- ・年末調整や償却資産税等、他のサポートがある。
- ・消費税の納税義務者である。
- ・開業初年度、入会初年度である。
- ・過年度の決算書・申告書の控え(青いファイル)や帳簿等を忘れた方や紛失した方。
- ・6.5万円控除を考えているが、帳簿の健康診断に来ていない。
- ・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしている。
(土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります)
- ・毎年時間が掛かるが、何とか一回で終了している方…
一回につき一時間のサポートルールが強化されます!

★危険度S…残念再来局確定です★

- ・決算書の各項目や医療費の集計等、本人集計が必要な項目をしていない。
- ・現金残高がマイナス、通帳と預金出納帳が一致していない。
売掛や買掛の残高を確認していない等、帳簿の確認だけで時間が掛かる方(職員から宿題が出されます)
- ・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしていない。
(土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります)
- ・添付書類(各種控除証明書等)や印鑑を忘れた方 等

★危険度SSS…期限後申告か!?★

再来局危険度を越えた危険です。
このレベルを倒れるなら…
ヒーローの敗北を意味します。
アナタを助けてくれる様々な
制度は期限後申告により
失われてしまうのです……



- ・準備不足で資料請求等が間に合わない。
- ・職員が出す宿題をされてこない方…
- ・本人で行うべき最低限の処理をいつまでもされない方…
- ・期限間際に来て、直ぐには対処出来ない危険な間違いがある方…



期限内に誤りのない
申告を目指して

GOGO!

再来局危険度が高くても
最後まで諦めないで!
期限後申告の危険を
回避しましょう!
まずは事務局へ
ご相談を!



最悪の事態が発生か…まずは6面の【準備手順】へGOGO!

決算・申告の準備手順

(注)青色封筒とは…今月お渡しした『決算申告サポート』一式と書かれた青色の封筒です

所得税・決算書
作成の為に…



平成30年中に
資産の売買や大規模修繕など
特殊事情はありましたか？

あったよ

ご不明点は
事務局へ

解決！

ないよ

時間に余裕をもって
事務局へお越し下さい！
持ち物のご確認を！特に
【過年度の決算書・申告書
(青いファイル)】と
【印鑑】を忘れずに！

細かい論点の
再確認を！
8面へGOGO!!



↑青いファイルです
中身を忘れずに！

青色封筒の中同封の下書き用
『決算書・確定申告書』の
記入をお願いします。
※1月16日までに事務局へ
下書きをご持参頂く事で
本番当日のサポートが
大変スムーズに行えます。

予約のご確認を！
※今月号会報の7面
フローチャートをご参考に！

ご不明点は
事務局へ

解決！

帳簿は万全ですか？ 最低限、
各科目毎の集計が必要です。
※青色封筒の中『決算に当たっての
チェックシート』でのご確認を！
※集計されていない方は、所得税・
決算サポートが受けられません！

バッチリ

消費税の申告義務はありますか？
※青色封筒の中同封の
『平成30年分・消費税の
申告義務判定フローチャート』で
ご確認を！

消費税の
申告義務なし

所得税・申告書
作成の為に…



各種証明書等がありますか？
※青色封筒の中『確定申告
最終確認シート』を使い、
資料を揃えて下さい。
※資料が無い方は、所得税・
申告サポートが受けられ
ません。

揃ってるよ

ありませ〜ん

青色封筒の中同封の
『平成30年分・消費税の申告義務
判定フローチャート』の
②面『消費税内訳書作成のお願い』
③、④面『消費税内訳書』を使い
区分集計して下さい。
※集計されていない方は、消費税・
申告サポートが受けられません。

消費税・申告書
作成の為に…

消費税の
申告義務あり



解決！

ご不明点は
事務局へ

準備万端の方は仮決算・申告にご協力下さい！
本番のサポートがスムーズに行えます。
※ 詳細はお問合せ下さい！

仮決算

本番のサポート直前に必ず今月お渡しした『サポート一式封筒(青色封筒)』の中にある【確定申告最終確認シート】で最終チェックしましょう！

サポート本番

仮決算で本番がスムーズ！

ゴール

下記の日程等もご確認ください！
ご不明点はご連絡下さい。



新規ご入会者や前回予約をされなかった方等は、ご予約が必要です。

今月の会報に、予約して下さいと書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されています。

予約人数の都合上、当初のご予約日と異なる場合がございます。
必ずご確認ください。

スタート

昨年(29年分)の決算・申告サポートをご利用されましたか？

いいえ

はい

今月の会報に、予約日が書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されていましたか？

はい

いいえ

★平成30年分の所得税申告期限は平成31年3月15日(金)です。

★平成30年分の消費税申告期限は平成31年4月1日(月)です。

決算・申告サポート期間

★1月21日(月)～3月15日(金)

予約を入れる場合…

予約期間	★2月1日(金)～3月12日(火) (日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く)
予約日時	★月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時、午後1時～4時 ★土曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時
★予約時間の10分前には受付を終了して下さい。 ★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意ください。 ★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。	

サポート期間中の日程について…

1月21日(月)～1月31日(木)	予約不要です(来局順)
2月1日(金)～3月12日(火)	<u>予約制です</u>
3月13日(水)～3月15日(金)	予約不要です(来局順)
【上記日程におけるサポート受付時間】 ★月～金曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時 午後1時～4時 ★土曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時	

サポート期間後の日程について…

3月18日(月)～3月29日(金)	予約不要です(来局順)
【上記日程におけるサポート受付時間】 ★月～金曜日(日曜、祝祭日、土曜日を除く) ……午前9時～11時、午後1時～4時	

※3月15日(金)における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。
 ※1月5日(土)～3月9日(土)までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
 ※3月18日(月)からは通常営業となりますので、3月15日(金)以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。

ポイント

今月の会報と一緒にお渡しした【サポート一式封筒（青色封筒）】の中にあるチェックシート等を参考に、下書き用決算書・申告書（青色封筒に同封）へ実際に数字を記入してご持参下さい。

※ 下書きを1月16(水)日までにご持参頂く事で本番がスムーズに！

※ 青色封筒に同封の『確定申告最終確認シート』の確認も
お願いします。

※ 決算書・申告書は国税庁HPでもダウンロード可能です。



【このようにして頂く、大変助かります！】

★決算・申告サポート開始前日1月19日まで、事務局へ来局し、帳簿又は会計ソフトのチェックを受けて下さい。また、資産の買換え等、特殊事情があった方も事前に、お知らせ下さい。

【理由】

特に帳簿のチェックは重要です。サポート当日に誤りを見つけた場合、時間が掛かり、再来局して頂く可能性が高まります。混雑していない時期に、来局頂く事で、職員のチェックがキメ細やかにでき、結果として決算・申告サポート時に素早く、かつ、誤りが無い申告が行えるからです。

【10万円控除の方は、これらの準備を！】

一 事業所得の方

【売上・仕入の集計】：売上と仕入に関して、月毎及び年間の合計を集計して下さい。

なお、年末における売掛（未収）・買掛（未払）分も考慮して集計します。

【棚卸資産の集計】：年末時点の各棚卸資産の数量を数えて下さい。あわせて最終仕入時の仕入れ単価が各棚卸資産毎に必要です。

【自家消費の集計】：お店の商品等を家族で使用した、食べた場合、一定金額（仕入金額又は売価×70%のいずれか多い金額）を売上とします。その為、自家消費した回数、数量等の把握が必要です。

（注）棚卸資産と自家消費売上は、税務調査等でもよく注目される項目の一つです。正確に把握しましょう。一部例外はありますが、毎年同じ金額になる事は、通常ありません。

二 不動産所得の方

【収入の内訳】：賃借人の氏名、賃貸期間、賃貸料、礼金・更新料、保証金等の集計（年末における未収分を含めます）をします。

三 共通項目

【減価償却の準備】：10万円以上の事業用資産の購入又は20万円以上の修繕をした場合には、詳細が分かるものを準備して下さい。

【借入金利子の集計】：借入金の返済予定表で借入金利子（元本返済分は、経費計上できないので注意！）の年間分を集計して下さい。あわせて返済予定表もお持ち下さい。

【源泉徴収簿等の貸金台帳の用意】：従業員の氏名、年齢、勤いた期間、給料・賞与の金額、源泉徴収税額の把握を！

【地代家賃の内訳】：店舗等を借りている方は、地代家賃の支払先の住所・氏名、賃料、礼金・更新料の把握が必要です。

【家事費按分】：自宅兼事務所等で使用されている建物、それに付随する水道光熱費やプライベートでも使用する携帯電話などの通信費等は、家事費按分が必要となります。各項目毎の使用割合を把握して下さい。

【長期一括払い保険料等】：お問合せ下さい。

【その他の各経費項目】：経費を項目毎に区分し、年間の合計を集計して下さい。

【開業費の集計】：開業初年度の方は、開業前の費用を開業費として集計して下さい（資産の購入費や長期火災保険等は開業費には含めないで別に集計して下さい）

【これは、明らかにおかしいよ！】 会計ソフト編

まず、繰勘定元帳をチェックしましょう！

【現金】：現金の残高を追って下さい。現金残高に一度でもマイナスがあったら要注意！ここで言う現金とは、事業に係る現金を意味します。つまり、お店のレジにある約金や金庫にある実際のお金、マイナスになることはありません。実際の現金有り高と元帳の残高は一致していますか？

『元帳の残高は数十万円、実際の現金は、何時も約金として一万円だけ！』このような方は、明らかに誤った記帳をしています。

※厳密には、他人振出小切手や郵便為替証書等も現金科目に含まれます。

【預金】：元帳の預金残高と実際の通帳記入されたものを比較しましょう。入力の順番違いにより並びが異なる等は、問題ありませんが、原則として完全一致しないといかない項目となります。

【その他の科目】：マイナス残高が出ている所は誤っている可能性が大です！

【最後に！】

【期限後申告の弊害】

期限後に申告をすると、65万円控除を適用する事が出来ず、10万円控除になってしまいます。さらに延滞税等の対象になるだけでなく、振替納税や延納の制度等も使えなくなります。

【持ち物】

6面の記事、今月お渡しした『サポート一式封筒』に同封の各種チェックシートをご参考にして下さい。

【記帳や準備で困った時は】
まずは、お電話でも構いません！お気軽にお問合せ下さい。
※1月20日以降は、大変繋がり難くなり、直ぐに回答出来ない場合がございます。ご了承下さい。

平成30年分確定申告・納付期限

所得税

現金納付の期限……2019年3月15日(金)

振替納税の期日……2019年4月22日(月)

延納分の期限※……2019年5月31日(金)

※1回目は本来の期限と同様

消費税

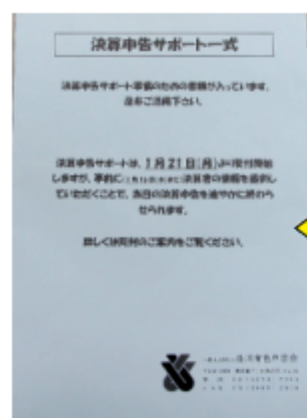
現金納付の期限……2019年4月 1日(月)

振替納税の期日……2019年4月24日(水)

お忘れなく！

決算・申告サポートを受ける方は、過去3年分の決算書・申告書を平成30年分の集計表と一緒に持ち下下さい。
過年度の書類を青いファイルに入れて保存している方は、それをそのまま持ち下下さい。
(新規入会者を除く)
なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えない可能性がありますので、ご注意ください。

青いファイル(過年度の申告書・決算書等)の中身を確認し、お持ち下さい。



今月お渡しした『サポート一式封筒(青色封筒)』に同封されている、各チェック表や集計表もお持ち下さい。



決算・申告サポートの持ち物

- ★帳簿等(出納帳・経費帳・売上帳・売掛帳・仕入帳・買掛帳・振込・自動払い扱いに利用されている通帳又は写しなど)
- ★過去の決算書・確定申告書の控え(27年・28年・29年)
- ★健康保険・介護保険の30年中の支払金額がわかるもの
- ★国民年金の30年中の支払金額がわかる証明書
- ★国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄附金等の控除証明書等
- ★医療費の明細書(領収書、保険などから補てんされた金額のわかるもの(各自毎の集計も必要となります))
- ★専従者・従業員の源泉税台帳(所得税源泉徴収簿等)
- ★30年中に土地・建物・自動車・機械設備・工具器具備品等の売買(購入は10万円以上)、及び20万円以上の修繕がある方は、明細書・借入ローン明細書・領収書・契約書など詳細のわかる資料
- ★税金の引き落とし可能な銀行の預金通帳と届出印
- ★他に給与・公的年金等の収入がある方は、源泉徴収票
- ★保険金収入や配当金収入等その他の収入がある方はお問合せ下さい。
- ★マイナンバーに関する資料(詳細は来月号でお知らせする予定です)

その他詳細は今月号同封の青い封筒の中にある【最終確認シート】をご確認下さい。

平成30年分～所得税・消費税～ 決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方

(事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

日 程	時 間
H31年1月17日(木)	午後1時30分～4時
H31年1月18日(金)	午後5時30分～8時

両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です。
ポイント説明会にご出席された方は、受講終了時に『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行します！
⇒証明書を決算・申告サポート時にお持ちいただくと…

【紙提出の方は…】

・決算書に受講証明印を押印し税務署へ提出します。

【イータックスの方は…】

・データ上に表示し税務署へ提出します。

不動産所得のみの方

日 程	時 間
H31年1月17日(木)	午後5時30分～7時30分
H31年1月18日(金)	午後1時30分～3時30分

- ★正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。
- ★個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽に会場へお越し下さい。
- ★各日程の時間は、説明会の開始時間となります。
- ★受付は各開始時間の30分前からとなります。

【講 師】品川税務署担当官 他 【参加費】無 料

【会 場】きゅりあん6F大会議室

住所：品川区東大井5-18-1

電話：03(5479)4100

- ★一階の『小ホール・会議室・会館受付入口から』入り、左方面にあるエレベーターは直通となります。
- ★大井町駅中央側(ヤマダ電機側)のエレベーターは7Fに上がり反対側エレベーターに乗換えが必要です。

【チェック①】自分はどこの支部か確認しましょう！

支部名	該 当 地 域
品川	北品川・東品川・南品川
大崎	大崎・上大崎・東五反田・西五反田・西品川
大井第一	東大井・南大井・八潮・勝島(一部地域を除く)
大井第二	大井
大井第三	西大井

【各支部にて新年会を開催！】
各支部主催による新年会を開催致します。該当支部の方は、お気軽に「参加下さい」。

【該当支部とは？】
品川青色申告会にて、登録されている、自宅や事業所の住所に基づき所属する支部が決定します。左記に該当しない方は、管外支部となります。なお、管外支部主催の忘年会、新年会を開催しておりませんので、品川青色申告会(本会)主催の催しにご参加下さい。

※所属支部に関する不明点などは、品川青色申告会・事務局へお問い合わせ下さい。
※大井第一支部、第三支部は、忘年会を開催し、新年会は開催いたしませんので、今回掲載しておりません。

支部活動報告

【チェック②】各支部主催の新年会を確認しましょう！

品川支部★新年会

今回の会場はホテルをチョイス。大崎駅に近くアクセスも良好！飲み放題でさらにカラオケ設備等も充実しています。今までは、少し違った新年会をお楽しみください。

【日程】平成31年1月19日(土)

午後6時より開催

【会場】ニューオータニイン大崎

品川区大崎1-6-2

【支部担当】五十嵐



大崎支部★新年会

西五反田にあるフレンチの大人気店をチョイスしました。オシャレにフレンチで新年会はいかがですか？

お申込みをお待ちしております！

【日程】平成31年1月26日(土)

午後5時より開催

【会場】サタキアリ

品川区西五反田3-14-6

【支部担当】津留



大井第三支部★新年会

大井第二支部では毎年恒例の新年会を開催予定します。テレビでもお店が紹介されました！

バーとマジックの珍しい組合せを是非お楽しみください！

【日時】平成31年1月26日(土)

午後6時より開催

【会場】マジックパークエディション

品川区大井1-43-1

【支部担当】山田



【チェック③】該当者へ新年会のチラシが今月号に同封されています！

大井第一支部★活動報告

大井第一支部では10月27日に支部研修会を実施しました。

今回は他支部の会員の方も交えて、大森駅近くの大森茶屋にてお茶屋遊びの体験を行いました。

最初は大森の歴史について勉強した後は踊りを見たり、女将の話を聞いたり、遊びを体験したりと普段できないような貴重な体験ができました。

大いに盛り上がり、楽しんでいただけたようようで、何よりでした。ご参加いただいた皆様、ご協力いただいた関係者の方々ありがとうございました。

【支部担当】穂刈



大井第三支部★主催 年末調整出張サポート

師走に入り皆様体調は、いかがでしょうか？

ちなみに私は風邪をひき、1週間ほどお休みをさせていただきました。

さて今年も、12月21日(金)午後5時半から、7時の間に大井第三地域センターにて「年末調整出張サポート」を行います。

必要書類等※を「持参の上、直接お越し下さい」。

【支部担当】及川

※1面14面にて「確認下さい」。



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための
退職金制度です！

中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

小規模企業共済は、品川青色申告会でお申込みいただけます！

品川青色申告会 ☎ 03-3474-7564



当会に隣接している特別養護老人ホームの建設工事に関して

工事担当より、年初に主要工事が完了する為、年初以降騒音等が発生しないと報告を受けました。

会員の皆様には来局中に騒音等により、ご迷惑をおかけしました。



うるせーぞ！
コラッ(怒)
すみません
時間切れです

【事務局 津留】



～1面からのつづき～【先輩のご挨拶編】

よろず発信★
リターンズ

28回目



皆さんこんにちは！今回の会報は、とうとう全12ページとなりました。前代未聞の大ボリュームで、職員から大ブレイクです！実はこれでも、特集を予定していた記事を削除したくらいです。今回掲載しなかった記事は、今後掲載したいと考えております。また、品川会ではフェイスブックで情報を発信しておりますので、そちらでも発信を予定しておりますので、定期的に「確認」下さい。

さて、今回の会報には「決算申告サポート一式」のタイトルで青色の封筒が同封されています。この青色の封筒には、皆さんが決算・申告を行うための各種チェックシートや下書き用紙をまとめて入れてありますので、ご確認のうえ、ぜひ活用を！

昨年までは11月号から12月号にかけ、各書類を同封しておりましたが、封筒の中にまとめて入れるアイデアが出され、良いアイデアでしたので、採用し今回実施しました。実は封筒に「決算申告サポート一式」とタイトルが振ってありますが、もう少し馴染みややすい名称にすれば良かったと、準備を終えてから職員同士で話をしたところです。その為、来年は封筒が少し変わるかもしれません。

今年も残りわずかとなりました。少しづつ来年度の準備も行っておりませんが、来年は新しい元号や消費税軽減税率の導入など、不安な要素も多いです。ですが、しかし！一層パワーアップしたサポートをご提供できるように来年も頑張っていきたいと思います！皆さん良いお年をお迎え下さい。

とっても重要な消費税のお話

「注意下さい！」

消費税の申告が必要な方へ

平成31年分から簡易課税制度を

「選択したい」又は「選択をやめたい」方は、平成30年中に届出が必要です！

★消費税の確定申告が必要が不要かの判定等は、**今月号の青**

封筒の中にある『平成30年分・消費税の申告義務判定フローチャート』で確認下さい。

★消費税の計算方法は、『一般(原則)課税』と

『簡易課税』の2つの計算方法があります。

★計算方法の選択により納付税額が変化します。

★『簡易課税』の選択は、その方の状況で異なります。

★『簡易課税』の選択は、

「適用を開始しようとする年の前年末日までに選択の届出が必要です」

★『簡易課税』は、一度選択すると、その効力が毎年継続します。

★その為、適用をやめるには、「適用をやめようとする年の前年末日までに提出する必要があります」

★計算方法の選択は定期的な経営計画と見直しが必要！

★簡易課税における金融業、保険業や不動産業の業種区分が改正(注)されていますので、ご注意下さい。

※個人の方は、原則として平成28年分より業種区分の改正がされています。

★平成30年に相続があったため、初めて申告が必要になった方は、年内に届出をする事で平成30年分より簡易課税の選択が可能となります。

被相続人(亡くなった方)が簡易課税を選択していたも、相続人は別途「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

★簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。

★ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。

★事業・不動産所得に関連する土地等を売却し、3条件に該当する方は**年内に「ご連絡を！」**

①H30年に土地等を売却
②H30年分について納税義務
③計算方式が一般(原則)課税

★消費税の納税義務者の方は、計算方法の見直しを定期的に行いましょう。

年末までにこ来局を！

消費税の納税義務者の方は、計算方法の見直しを定期的に行いましょう。

年末までにこ来局を！

(注)改正前と比較し納税額が20～25%程度の増加(その方の業種割合により異なる場合あり)がされますので、納税資金にご注意下さい。

事務局からお知らせ

転居・廃業された方へ
「転居された方など」

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要す場合があります。

※お引っ越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動を「希望の方は申し付け下さい」。

②税務署へ届出書の提出が必要となります。

※事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

「廃業された方など」

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は、確定申告を原則する必要があります。

詳細はお問い合わせ下さい。

「こ来局について」

12月に関して

★10日(月)午後、11日(火)終日、12日(水)午後、13日(木)午後、17日(月)午後、18日(火)午前、19日(水)午前、20日(木)終日、右記は対応できる職員が少ない日となります。12月以降は繁忙期となりますので長時間お待ち頂く場合があります。あらかじめご了承下さい。

おまけ



駐車場について

自動車でのご来局の場合は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

近隣の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車などのご来局をお願い致します。

年末年始の営業

～年内業務の受付～

- ・指導等……………12/27(木)午後4時まで
- ・会費納入等……………12/28(金)正午まで

～年始業務の受付～

- ・H31年1/5(土)午前9時より通常業務
- ※土曜日は午前までの営業となります。

4月～12月の受付時間

【会費の支払、書類の受取り等】

【記帳相談・各種手続き等】

午前… 9:00～12:00

午前… 9:00～11:00

午後… 13:00～17:00

午後… 13:00～16:00

力を合わせて決算・申告に立ち向かえ！